

第862回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成27年2月13日(金) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
吉田教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 梶村教育企画室長, 菊田福利課長,
鈴木教職員課長, 桂島義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
猪股施設整備課長, 松坂参事兼スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第861回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第862回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 教育長報告

(2) 職員の交通事故にかかる和解について

7 議事

第1号議案 職員の人事について

第6号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第7号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第8号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

委 員 長 5 教育長報告(2), 7 議事の第2号議案及び第6号議案から第8号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 「地方教育行政法の改正にともなう教育委員会制度改革に関する請願」への対応について

(説明者: 教育長)

本年2月3日付けで「民主教育をすすめる宮城の会」から提出された請願に関し, 県教育委員会としての考え方及び対応について, 御報告申し上げます。

資料は1ページから4ページである。

資料1ページを御覧願いたい。

この請願は, 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い, 県が条例及び規則を改正するに当たり, 1ページの〈請願の趣旨〉1から3に記載の事項を反映すること及び総合教育会議の運営に当たり, 2ページの4に記載の事項を反映することなどを求めるものである。

条例改正については, 制度改革の趣旨である「教育の政治的中立性, 継続性・安定性を確保しつつ, 地方教育行政における責任の明確化, 迅速な危機管理体制の構築, 首長との連携強化を図る」ことを念頭に置き

ながら、平成26年7月17日付けの文部科学省初等中等教育局長通知の留意事項等を踏まえ、法律の改正に対応する所要の改正について、2月の定例県議会に提案する予定としている。

また、規則改正についても、同様の考えに基づき作業を進めており、3月の教育委員会で提案する予定としている。

なお、1ページの3「大綱の策定」及び2ページの4「総合教育会議」については、知事の権限に属する内容であるので、教育委員会としては、その策定及び設置の趣旨に沿ったものとなるよう、知事部局と連携・協力して取り組んでまいらる。

県教育委員会では、以上のような考え方の下に、条例及び規則等の改正を進めることとしており、請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | 質疑なし

10 専決処分報告

(1) 第351回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第351回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから9ページである。2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月9日付けで知事から意見を求められたので、はじめにその内容について御説明申し上げます。

「予算議案」については、資料3ページの「第351回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「予算の概要」については、平成27年度一般会計歳出予算のうち、教育委員会分の予算額は、2,114億6,371万円で、前年度と比較すると、9億6,413万4千円の減となっている。

また、「主な事業」としては、東日本大震災で被災した県立学校等の施設設備の復旧や、被災した児童生徒等の就学の支援、心のケア、さらにICT教育や防災教育の推進等、資料3ページから4ページに記載のとおりである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

「債務負担行為」については、石巻北高等学校仮設校舎賃借ほか7件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、資料6ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」については、すべて条例議案であるが、議第16号議案「知事等の給与の特例に関する条例」については、知事等に係る給料を削減しようとするもの、議第19号議案「教育長の勤務時間等に関する条例」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の勤務時間等について、条例で定めようとするものである。

続いて、資料7ページを御覧願いたい。

議第20号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、4本の条例の規定の整理及び1本の条例の廃止を行おうとするもの、議第21号議案「職員定数条例の一部を改正する条例」については、学校教職員の定数を改定しようとするものである。

なお、教職員の37人減については、学校数及び学級数の減少に伴う減員である。

次に、資料8ページを御覧願いたい。

議第23号議案「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、非常勤の行政委員の報酬改定に加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の規定を追加しようとするもの、議第24号議案「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、部活動の指導や引率等に係る教員特殊業務手当の支給額の引上げを行おうとするものである。

次に、資料9ページを御覧願いたい。

議第48号議案「文化財保護条例の一部を改正する条例」については、文化財保護法の改正に伴い、仙台

市教育委員会の文化庁長官への書類等の直接提出に係る規定を追加するものである。

以上、知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月9日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により御報告する。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし

11 議事

第2号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、13ページから23ページである。

資料18ページを御覧願いたい。

教育職員検定により特別免許状の授与を受けようとする者が提出する書類については、文部科学省が、特別免許状の活用を促進するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を新たに策定したことに伴い、この指針に応じた教育職員検定を行うために必要な書類のうち、現行の本規則に定められていないものを新たに加えるものである。

そのほか、外国人等が普通免許状の授与を出願する場合等に、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有することの確認を行うために必要な要件を履歴書に加えるなど所要の文言整理を行うこととしている。

なお、改正規則は、平成27年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

遠藤委員	現在、特別免許状を宮城県で受けている人はどれくらいか。
教職員課長	現在、宮城県の特別免許状の授与件数は延べで9件である。
遠藤委員	もっと増やすということか。
教職員課長	そのとおりである。
委員長	(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第3号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、24ページから32ページである。

資料25ページから26ページを御覧願いたい。

申請書様式の改正については、国の免許状更新講習規則が改正され、平成28年4月1日から免許状更新講習の内容に新たに選択必修領域が追加され、これに併せてこれまでの受講すべき事項の名称が変更されたことに伴い、申請書様式の免許状更新講習の内容を記載する欄を改正するものである。

そのほか、幼保連携型認定こども園制度開始に伴い、免許状更新講習を受講できる者について、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する規定を加えることとしている。

なお、改正規則の施行の日は、国の免許状更新講習規則の施行の日と同じ日にする必要があるため、申請書様式の改正については平成28年4月1日から、免許状更新講習を受講できる者に関する改正については子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

遠藤委員	資料25ページ 改正後の「領域」区分について、新たに必修領域、選択必修領域、選択領域と変更されたということであるが、これまでの単位数は30時間か。また、どのような領域で分かれるようになったのかを伺いたい。
------	--

教 職 員 課 長

1点目の更新講習の時間数については、合計30時間で変更はない。

2点目は、改正前の「事項」区分の、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」が「必修領域」となり、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」が「選択領域」と変更となった。

その間に「選択必修領域」という区分を今回新たに設けたところである。

新設する背景としては、教育職員免許法では施行後5年後に検討を加え、必要な措置を講じることが規定されており、平成25年度には5年目を迎えて、文部科学省での検討が始められた。

必修領域になる部分については、学校種や免許によって学ぶ内容が様々で、必修教育だけでは内容が非常に薄く浅いものであるため、より深い履修の教授が必要ではないかとの検討が行われてきた。

例えば、国の教育政策や世界の教育の動向なども必要であるが、そうではなく、教育相談の在り方や進路指導、キャリア教育の在り方など、学校種や免許によって選択できるようにし、履修する内容を深められるよう「選択必修領域」というものを設けたものである。

委 員 長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第4号議案 宮城県特別支援教育将来構想について

(説明者：教育長)

昨年12月、宮城県特別支援教育将来構想審議会から答申のあった「宮城県特別支援教育将来構想答申」の内容を踏まえ、県教育委員会として「宮城県特別支援教育将来構想」を策定したので、御報告申し上げます。

資料は33ページから34ページと別冊の「宮城県特別支援教育将来構想」である。

資料34ページの概要に沿って御説明申し上げます。

今回の特別支援教育将来構想は、審議会からいただいた答申を踏まえ、7つの項立てとしている。

ローマ数字のⅠにおいては、「将来構想の策定の主旨」について、Ⅱにおいては、平成17年に策定した「現構想における取組の成果と課題」について記載している。

次に、ローマ数字のⅢにおいては、「各学校等の現状と課題」について、Ⅳにおいては、今回の特別支援教育将来構想の「基本的な考え方」を示しており、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」としている。

その様な「基本的な考え方」を踏まえ、ローマ数字のⅤにおいては、「今後の特別支援教育の進め方」として、「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つの目標を掲げ、それぞれに今後の取組の方向性を示している。

それらを1枚にまとめたものが、ローマ数字Ⅵの「施策体系」である。

今後、県教育委員会としては、今回提案した将来構想をもとに、来年度から5か年の実施計画を年度内に策定することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

遠 藤 委 員

特別支援教育の将来構想がこのように仕上がったということは大変嬉しい。

これは今日の委員会終了後、県の将来構想として公表されるということか。

教 育 長

本日決定していただいた後、速やかに県の構想として公表してまいりたい。しかし、これは今後10年間の基本方針のようなものなので、公表して直ちに何かが大きく変わるということではない。来月の教育委員会に報告を予定している今後5年間の実施計画の中で、具体的な特別支援教育に関する施策を示し、平成27年4月から具体的な施策を進めていくということになる。

遠藤委員	インクルーシブ教育や共生社会といった言葉は、まだ十分耳になじんでいないような感じがする。障害のある人の立場からすると、共生社会やインクルーシブ教育というのは、随分と理解が進んでいるような感じがするが、社会全体として十分に理解するため、一層の啓発を図っていく必要があるのではないかと思う。
教育長	委員御指摘のとおり、双方から見て、これが共生社会であるというように見えるようになれば一番良いが、直ちにそのようには難しい面もあるので、できるだけいろいろなところで目に見えるよう、最大限努力していきながら、この共生社会の実現を目指す取り組みを一つずつ進めてまいりたいと考えている。
奈須野委員	平成17年に特別支援将来構想を策定した時点とは、特別支援教育を取り巻く環境も経済状況も変わってきていると思う。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校で、この将来構想をしっかりと認識させるような学習の機会を設ける予定はあるか。みんなで一つになるということを、各学校に指導していく、みんなで共に認識を持つということも大切であると思う。
特別支援教育室長	一方だけの理解では不十分で、両方での理解があってはじめて共に学ぶ社会が形成されると考えている。 障害者に対する理解の促進については、特別支援教育を担当する側から、保育所から高校までの各教育関係者に対しての研修会等を行うなど、啓発を図るような取り組みを具体的実施計画の中に盛り込んでまいりたい。こうした研修会の開催にあたっては、総合教育センターと連携を図り、様々な個性のある児童生徒に対応できるよう具体的な事例を含めながら、研修内容についても検討してまいりたい。
佐竹委員	とても画期的な将来構想であると思う。別冊資料20ページの「改善の方向性」の方向性1、切れ目のない支援体制の中に、乳幼児からの育ちを支える保護者、学校、関係機関による連携体制の構築とある。こうした障害を持っているお子さんを持つ家族、家庭からの教育ということになってくると思うが、保健福祉部門などの関係機関との連携ということで理解してよいか。
特別支援教育室長	連携については、学校だけで全て対応できる状況ではない。就学前であれば保育所がメインとなるので、保育所を所管している保健福祉部門との連携は非常に強くなっている。それ以外にも、早期の相談体制の整備等を含め、専門家である臨床心理士や医師など医療機関等との関連もあるので、連携を図りながら円滑な就学支援体制の構築に努めてまいりたい。
佐竹委員	あらゆる観点からこうした障害に向き合うということは大事なことであると思う。関係機関との連携については、行政機関内の横の連携もきちんと図っていただきたい。
特別支援教育室長	本人と保護者の気持ちや要望を大事にしながら、本人と保護者を取り囲むようなかたちで関係する担当者が集まり、支援していけるような体制を目指していきたいと考えている。
委員長	(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第5号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

資料は、35ページから40ページである。

はじめに、資料36ページを御覧願いたい。

民俗文化財1件について、文化財保護条例第22条第1項の規定により、宮城県指定無形民俗文化財として指定するものである。

また有形文化財1件について、同条例第3条第1項の規定により、宮城県指定有形文化財に附(つけたり)指定するものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、本年1月22日付けで「県指定に指定することが適当である」旨の答申をいただいたものである。

詳細については、文化財保護課長より御説明申し上げます。

(説明者：文化財保護課長)

今回の指定は民俗文化財のうち無形民俗文化財、民俗芸能の大沢の田植踊、及び有形文化財、建造物の旧登米警察署庁舎 附火の見櫓1基である。

はじめに大沢の田植踊について御説明申し上げます。所在地は仙台市泉区、保持団体は大沢田植踊保存会である。

資料37ページを御覧願いたい。田植踊は小正月に神事として、その年の豊作を願って行われていた田遊びが芸能として発展、成立したもので、笛や太鼓で囃しながら、きらびやかな衣装で米作りの動作を演じるものである。全国では宮城・岩手・山形・福島 of 東北4県で行われており、東北地方を代表する民俗芸能である。

大沢の田植踊の始まりは不詳であるが、江戸時代初期に仙台藩主から賞賛の言葉を賜り、早乙女が身につける振袖の背に枡を重ねた紋章、裾に伊達家の家紋にちなんだ竹に雀模様の使用を許されたと言われている。

昭和20年代まで大沢契約講を母体とした大沢踊座があり、庭元を中心に行っていたが、担い手が不足したため、昭和30年頃に中断した。その後、昭和56年に大沢青年会の努力によって復活し、現在は保存会が伝承している。

最初に唄われる前唄、それに続いて行われる早乙女と頭巾をかぶった弥十郎によるセリフの掛け合いは、大沢が所在する仙台市泉区及び黒川郡富谷町、大郷町で行われている田植踊の特徴であり、歴史的には江戸時代の文献に記された仙台北下の田植踊と同じものである。また、県内で行われている田植踊の多くは、衣装が派手な色や模様へ、あるいは田植仕事を意識した仕事着に変わった中で、本田植踊の振袖は比較的地味な黒地であり、派手な色・柄を禁じていた仙台藩における田植踊の面影を伝えている。さらに、現在、ほとんどの田植踊で女性が早乙女を演じているが、本田植踊は、仙台市青葉区、芋沢の田植踊とともに男性も踊っており、かつて行われていた田植踊の古い形態を残している。

以上のように、大沢の田植踊は、芸能の形態や衣装など多くの点で江戸時代以来の伝統を残しながら、活発な活動を行っており、宮城県の民俗芸能として高い価値を有していると考えられている。

資料39ページを御覧願いたい。

2件目は、旧登米警察署庁舎敷地内に建つ火の見櫓1基である。所在地・所有者はともに登米市である。

旧登米警察署庁舎自体は明治22年に建てられ、本県における明治中期の本格的官公署建築として、また、木造留置所を備えた警察庁舎として、県下はもとより全国的にも貴重な建物であり、昭和63年に宮城県指定有形文化財に指定されている。

火の見櫓は鉄骨造、高さは20.935mである。建設年代はこれまで不詳であったが、昨年に銘板が確認され、大正15年に建設されたことが明らかとなったものである。

宮城県では、明治17年から戦前まで、警察署が消防業務も管轄しており、県内各地で警察署内に火の見櫓が建設されていたと思われる。しかし、庁舎と火の見櫓が一体となって現存しているのは、旧登米警察署が唯一である。

以上のとおり、本火の見櫓は大正15年に建設されたものとして歴史的意義を有するだけでなく、建設当時、消防が警察行政と一体であったという、警察・消防の歴史的な位置づけを示している建造物であり、その歴史的価値は高いと考えられる。

このような歴史的意義、価値を考えると、県指定文化財に追加し、旧登米警察署庁舎附指定として保存し、活用を図るのが適当と考えられる。

以上、宮城県指定無形民俗文化財への指定1件、宮城県指定有形文化財への附指定1件について、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員

このような文化財の指定は、大変すばらしいことであると思う。現在、県内でこのような有形、無形の文化財指定は何件くらいあるのか。また、指定に当たっての選考方法について、ノミネート方式であるとか、どのような条件があるのか伺いたい。

宮城の誇れる有形、無形の文化財をこのようなかたちで、もっと光を当てていくことは大事なことであると思う。そこで学ぶ県民、子どもたちが誇りに思い、人に伝えていくということも、とても重要なことではないかと思う。

今回、文化財指定を受けた後、どのようなかたちで県民の皆さんに周知するのか、指定を受けただけで終わってはいけないので、幅広く皆さんに知っていただくよう、ウェブなどでの周知は考えているか。周知の方法としては、ただ今の説明のように写真で示していただくと大変イメージが湧きやすい。

さらには、県の博物館などウェブ上で動きのあるアーカイブ的な公表をすることで、その文化財の伝統継承にも繋がっていくし、現在、活動している人たちにとっても励みになり、後世に繋げて行くような力にもなるのではないかと思う。

文化財保護課長

はじめに指定文化財の件数については、県全体で241件である。これは有形文化財の中でも、建造物、絵画、無形民俗、文化記念物、史跡を含めた総数である。

今回対象としているのは建造物の附であるが、建造物の指定は36件である。また民俗芸能としての指定は、33件である。

2点目の指定の条件については、現時点で県の文化財として価値があるべきものとして、各分野から候補リストを推薦いただき、更にその候補リストの中からすぐにも指定の条件が整っているものを絞りこみ、各分野、1件あるいは2件ずつ諮問リストを作成する。この諮問リストを審議会に諮り、指定についての具体的な御審議をいただいているところである。

3点目の公表の仕方については、第一には、指定を受けた時点で当課のホームページでの公表を行い、それから県の様々なメディアの中で、できるだけ公表をしていく。また、直ちという訳にはいかないが、博物館等でできるだけ県民に周知してまいりたいと考えている。

伊 藤 委 員

博物館での周知について、既に一部ではアーカイブ的な展示が行われているのではないかと思う。既存の設備を活用すれば、あまり費用を掛けなくても見てもらえるようになると思う。新たに設備を整えるとなると経費の面でも難しいが、既存の設備を活用しながら、県民が見ることができるよう環境を準備していただきたい。

文化財保護課長

現在、博物館には、民俗芸能や年中行事等を紹介するコーナーとして、映像展示室という施設があるが、現在、機器の劣化により中止となっている。来年度、修理する予定となっており、修理後はこれまでの映像も映せるようになるので、そうした機会を捉えて周知してまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員

現在、大沢の田植踊を継承されている方は何人位いるのか。

文化財保護課長

保存会には30人いる。

佐 竹 委 員

高齢の方が多いのか。

文化財保護課長

60歳以上の方が多く、ここ数年、小学生、中学生、高校生にも指導を行う実行委員会を立ち上げ、そこに集まってもらって教室を開いて指導を行っている。

20代は増えつつあるが30代、40代はゼロであり、ドーナツ化となっている。

佐 竹 委 員

この大沢の田植踊はどのような時に見ることができるのか。

文化財保護課長

本来は小正月に行っていたが、現在は小正月には行っていない。この大沢の田植踊は、地元神社でのお祭りの時に、毎年1回、奉納で踊っている。

佐 竹 委 員

奉納踊りが行われるのはいつごろか。

文化財保護課長 毎年10月の第3日曜日である。大沢地区にある八坂神社で奉納している。

遠藤委員 11月の教育月間中に伝統芸能を紹介するような機会があったと思うので、そうした場を利用する事もできるのではないか。

教育長 ただ今、遠藤委員から話があったが、今年の教育月間の教育の日大会では、今回指定を受けるということもあり、是非御紹介したいということで、大会実行委員の方々にも情報提供しているところである。現時点では実現するか決まっていないが、できればその場でお披露目していただければ有り難いと思う。

佐竹委員 指定を受けていても、知らない人たちがほとんどであると思うので、是非そうした機会を活用していただき、拝見させていただきたい。

伊藤委員 今の話題に関連して、私はかつて仙台七夕まつりに関係していたことがある。その時には定禅寺通りを通行止めにして、地元の方々に出演していただくようお願いし、秋保の田植踊や太鼓などを演じていただいた。

委員長 先ほども話したとおり、アーカイブなど、いろんなところでこうした機会があるということ、県民の方々に浸透していけば、今度は自分たちの祭りの時にもという可能性が出てくると思う。そうしたことが、活動している方々の励みにもなるので、そうしたチャンスを逃さないようにしたいと思うので、よろしく願います。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.2 課長等報告

(1) 平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜前期選抜等実施状況について

(説明者：高校教育課長)

平成27年度 宮城県公立高等学校入学者選抜について、前期選抜の実施状況がまとまったので、御報告申し上げます。

資料は、1ページから6ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 入学者選抜実施高等学校数・学科数」及び「2 前期選抜実施高等学校数・学科数」については、記載のとおりである。

次に、「3 総括」の前期選抜の実施状況については、全日制課程では募集定員4,828人に対して、7,927人が受験し、受験倍率は1.64倍となり、昨年度より0.46ポイント低下した。

これについては、前期選抜の募集割合を10～20%引き上げ、募集定員を増やしたことから、受験者数は、増加したものの、全体としては、受験倍率が緩和されたものと考えている。

また、定時制課程では、募集定員308人に対して223人が出願し、受験倍率は0.72倍となった。

続いて、2ページから5ページには、「各高校、各学科ごとの実施状況」を掲載しているので、後ほどご覧願いたい。

資料6ページを御覧願いたい。

「1 地区別の受験倍率」については、前期選抜において、昨年度は2倍を超えた中部南地区が1.92倍、中部北地区が1.82倍となっており、各地区とも前年度を下回り、受験倍率の緩和が図られている。

「2 学科別の前期選抜受験倍率」については、新設される福祉科をはじめ、すべての学科で1倍を越えている。

特に、農業科、工業科、商業科等の専門学科の受験倍率が、推薦入試時との比較で高くなっているが、これは、前期選抜の導入や震災経験などを経て、受験生が将来の職業等を意識しながら、目的を持って積極的に学校選択している現われであると考えている。

「3 平成27年度に学科改編を行う学校・学科の前期選抜受験倍率」には、この4月に統合新設される登米総合産業高校についてまとめている。

本県で初めての設置となる福祉科の受験倍率は、1.38倍と期待の大きさを表す結果となった。

また、他の学科においても、11月に御報告した第1回志願者予備調査の志願倍率をそれぞれ上回る等、

新設校に対する関心は確実に高まっているものと考えている。

最後に、今後の「入試日程」については、後期選抜の出願は2月19日から24日まで、学力検査は3月5日、合格発表は3月12日となっている。また、第二次募集の日程については、記載のとおりである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

2点伺いたい。資料6ページ、新設される登米総合産業高校の福祉科が1.38倍ということで、ほかの学科も含めて非常に高い評価を得られている。

以前にもお話ししたが、生徒募集にあたってのPRとしては、ホームページの充実など、それを見た生徒が通いたくなるような、いかに魅力を持たせられるかということであった。今回の高い評価は、関係者の方々の創意工夫が結果として表れているので、率直に評価したいと思う。

もう1点。2ページ以降に各学校・各学科毎の実施状況の表がある。

以前、私が特定の高校で男女の志願者数に著しい違いがあるということを知った際、男女共学で全県一学区となり、それぞれ学校毎に特色があるので、男女の数の問題ではないと説明いただき、私も理解をしたところである。

例えば、旧女子校に対する男子の出願者が著しく少ないと見ているが、入学後に女子生徒が多いため数で圧倒されて、男性が本来持っている気持ちや能力を発揮しきれていない部分や、やりにくさのようなものが男子生徒の中にはあるのではないかと思う。そうした部分を、アンケートや子どもたちがどのように感じているかを聞いた事があるか伺いたい。

高 校 教 育 課 長

はじめに、資料6ページの登米総合産業高校の募集状況については、おかげさまで大変好調である。農業科は0.94倍であるが、これは定員に対して1名足りなかったということではほぼ1.0倍である。

右の表には、昨年の統合前の各学校の受験倍率を記載しており、そことの比較でも登米総合産業高校に対する期待の大きさがうかがえる結果となっている。

統合される各学校でも準備室を中心としてPR活動に努めており、特に新築される校舎建物の様子などを、写真の画像を使いながらPRに努めていることが、地域の子どもたちにも学校の様子が良く分かって、徐々に関心も高まっていると感じているところである。

2点目の男女共学化への移行に関して、旧女子校への男子生徒の受験者数や入学者数が少ないのではないかと、またそれに関連する御質問については、以前にも御説明申し上げたが、そもそも男女共学化は、男女比率を同じにすることを目的としているのではなく、いわゆる教育の機会均等として、男子校、女子校であったところにも、受験機会を拡大することを狙いとしている。

例えば、仙台二華高校や古川黎明高校は、いずれも旧女子高が共学化となり中高一貫教育の6年制の学校として、特徴のある学校である。確かに、前期選抜の出願状況を見ると、仙台二華高校では男子の出願者数が8人である。古川黎明高校では男子が8人に対して女子が68人となっており、男子の受験者数はかなり少ない。受験者数が少なければ、当然合格者数も少なくなるといった状況となっている。

先日、両校では中学校の入試が行われた。開校当初の受験状況は、ほとんどが女子で男子は一部のみであったが、それぞれ5年、10年と経過する中で、現在では男子と女子の受験者数は、ほぼ同数となってきて合格者の割合も拮抗してきたところである。

このように仙台二華高校と古川黎明高校については、中高一貫教育に対する期待や理解は相当深まっており、中学校段階からの入学においては、男子も女子と変わらなく受験するようになってきている。ところが高校からの後期入学生においては、いまだに男子の受験者数は伸びていない状況にある。

これは高等学校に対して、生徒が何を期待するかという部分に大きく関係している。例えば、高等学校の就職先や進学先などの実績、部活動が盛んであるかどうか、生徒会活動はどうか、どんな学校行事があるのか、あるいは学校の伝統や校風など、そうしたところも含めて、生徒は学校を選択しているということであると思う。

そうした中で、高等学校の段階になると旧女子校の良い意味での伝統や校風に期待して、女子の受験者がまだまだ多い中、男子は比較的同じような進路実績などのある近郊の旧男子校を受験する場合は、まだまだ多いということが読み取れる。

また入学後の男子生徒がどのような学校生活を送っているのかについて、教育委員会としては、特にアンケートなどは実施していない。しかし、各学校では男女問わず入学後の学校生活についても、積極的なPRをしているので、入学する生徒は、部活動を含めてどのような学校生活を送れるのかを十分に理解した上で、受験していると感じているので、特に各学校では慎重で丁寧な説明をしていただいていると考えている。

奈須野委員

各学校の前期選抜実施状況の中で、募集定員より合格者数が多い学校が3校ある。石巻高校と仙台二華高校と古川黎明高校であるが、合格者が定員を上回った理由について伺いたい。

高校教育課長

募集定員については、募集割合を定めて、その範囲内で合格者数を決定するのが基本である。その合格者を決めるに当たっては、調査書の成績、学力検査の結果、あるいは面接や作文など様々な試験を行い、最終的に総合的な判定を行う。その中で、最後の1名、2名の合格者を決めるときに、どちらも甲乙つけがたいという場合が出てくる。

そうした場合は、学校長の判断によって定員を上回る合格者を出すことについても認めているところである。しかし、高等学校全体の定員は変わらないので、前期選抜で合格者が1名多ければ、後期選抜での定員が1名減ることとなり、総定員は変わらないということである。

奈須野委員

仙台二華高校と古川黎明高校に関しては、中学校からの内進生が減ることか。数字的にはそのまま進学しない生徒もいるので、それを踏まえてということか。

または、あくまでも入試結果において優劣がつけられなかったということか。

高校教育課長

入試結果によって優劣がつけられなかったと理解している。

13 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧について
- (2) 平成27年度県立中学校の入学者選抜結果について
- (3) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成27年3月17日（火）午後3時から開会する。

15 閉会 午後4時8分

平成27年3月17日

署名委員

署名委員